

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県指定難病審査会委員定数条例（平成26年香川県条例第52号）

- 1 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）が制定され、支給認定を受けようとする指定難病の患者又はその保護者から申請があった場合に、都道府県が支給認定をしないこととするときは、あらかじめ指定難病審査会の審査を求めなければならないものとされ、当該審査を行わせるため都道府県に指定難病審査会を置くものとされたことに伴い、香川県指定難病審査会の委員の定数について定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県小児慢性特定疾病審査会委員定数条例（平成26年香川県条例第53号）

- 1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正され、医療費支給認定を受けようとする小児慢性特定疾病児童等の保護者から申請があった場合に、都道府県が医療費支給認定をしないこととするときは、あらかじめ小児慢性特定疾病審査会の審査を求めなければならないものとされ、当該審査を行わせるため都道府県に小児慢性特定疾病審査会を置くものとされたことに伴い、香川県小児慢性特定疾病審査会の委員の定数について定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県地域医療介護総合確保基金条例（平成26年香川県条例第54号）

- 1 国から交付される医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金を受け入れ、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項に規定する都道府県計画において定める事業を実施するための基金を設置するため、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第55号）

- 1 人事委員会の平成26年10月14日付け「職員の給与等に関する勧告と報告」の趣旨を踏まえ、給料表の改定等を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第56号）

- 1 人事委員会の平成26年10月14日付け「職員の給与等に関する勧告と報告」の趣旨を踏まえ、給料表の改定等を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第57号）

- 1 知事部局の職員との均衡を考慮して、管理職員特別勤務手当等について、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成27年4月1日から施行することとした。

◇香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第58号）

- 1 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の一部改正により、給与制度の総合的見直しが退職手当の支給水準に及ぼす影響を踏まえ、現行の支給水準の範囲内で、職員の在職期間中の公務への貢献度をよりの確に反映させるため退職手当の調整額の改定が行われた国家公務員との均衡を考慮し、職員の退職手当について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成27年4月1日から施行することとした。

◇知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第59号）

- 1 特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）の一部が改正されたことを考慮し、知事等の受ける期末手当の支給割合の改定を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第60号）

- 1 知事等の期末手当の支給割合との均衡を考慮し、教育長の受ける期末手当の支給割合の改定を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第61号）

- 1 特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）の一部が改正されたことを考慮し、議会の議員の受ける期末手当の支給割合の改定を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第62号）

- 1 警察を取り巻く情勢の変化に伴い、業務の特殊性等を総合的に考慮し、警察職員の特殊勤務手当の支給額の改定等を行うため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。